

**報告第2号 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて
(三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)**

**報告第3号 専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて
(三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)**

令和8年度地方税制改正に基づき、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布され、施行期日が令和8年4月1日となっているものについて、三田市市税条例及び三田市都市計画税条例を早急に改正する必要性が生じたため、令和8年3月31日付で専決処分を行った。

1 改正の趣旨

今般の法改正を受けた、三田市市税条例及び三田市都市計画税条例の改正

2 改正内容

(1) 三田市市税条例の一部を改正する条例

- ① 軽自動車税(環境性能割)の廃止に伴う削除【第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8、付則第15条の3、付則第15条の4、付則第15条の5、付則第15条の6、付則第15条の7、付則第16条、付則第16条の2】

「取得時の二重課税の解消」「自動車市場の活性化」「税制の簡素化」「EV時代に対応した新しい課税体系(重量ベース)への転換」を目的として、環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、当該規定を削除するもの。

- ② 軽自動車税(種別割)の名称変更等に伴う一部改正【第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の2、第82条、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条】

環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、「軽自動車税(種別割)」から「軽自動車税」へ名称変更するもの。

- ③ その他所要の規定の整備

今般の法改正に伴い、参照条項等にずれが生じるため、条例改正を行うもの。

(2) 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

今般の法改正に伴い、参照条項等にずれが生じるため、条例改正を行うもの。

3 施行期日

令和8年4月1日